

# 藤沢市交通安全団体等活動推進費補助金交付要綱

制定 平成23年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、交通事故の発生を抑制することを目的とし、交通事故防止運動事業の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、この市に居住する者の交通安全を目的として活動している団体等の当該活動に要する事業とし、補助対象経費は当該活動に要する経費とする。補助の額は、団体等の活動内容を勘案して予算の範囲内で決定した額とする。

(補助金交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市交通安全団体等活動推進費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画説明書

(2) 収支予算書（第2号様式）

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市交通安全団体等活動推進費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第5条 補助金の交付時期は、規則第7条第1項ただし書の規定により事業の着手時又は事業の完了前に交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業完了届兼事業実績報告書の提出)

第6条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、速やかに事業完了届兼事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書（第5号様式）

(備付帳簿)

第7条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかななければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市交通安全団体等活動推進費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。